## 政令第九十二号

## 地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣 は、 地方自治法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十四号)の一部の施行に伴い、 並び

(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十三及び第二百五十五条並びに同

法附則第

に地方自治法

九条第二 項におい て準用する同条第一項、 市町村の合併の特例に関する法律 (平成十六年法律第五十九号)

第五· 十七条並 び に 大都市 地域における特 別区の 設置に関する法律 (平成二十四年法律第八十号) 第十四条の

規定に基づき、この政令を制定する。

(地方自治法施行令の一部改正)

第一条 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) の一部を次のように改正する。

第五 条第一 項 中 「においては、 その 地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を」 を 「にお いて

当該廃置分合に より 他の普 通地方公共団体に属することとなつた地 域が、 あるときは、 従来その 地 域 E お

1 てその地 域の 属してい た普 通 地方公共団体が処理してい た事務は、 当該 他 の普 通 地 方公共団体 が に改

め、 同条第二項中 「地方公共団体」を「普通地方公共団体」に改め、 「これを」を削り、 「若しくは」を

若しくは」に改め、 同条第三項中 「これを」 を削り、 同条第四項中 「前項」 を 「第三項」 に改め、 同

条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定による意見の決定は、 監査委員の合議によるものとする。

第五条に次の一項を加える。

第三項 の普通地方公共団体 の長は、 同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合にお

て、 当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、 速やかに、 当該措置の内容を議会に報告

するとともに、これを公表しなければならない。

第百七十四条の二十四第一項中 議会事務局、 行政機関、 内部組織又は」を「、 同法第二百五十二条

の七第一項に規定する議会事務局、 同法第百五十六条第一項に規定する行政機関、 同法第百五十八条第

項に規定する内部組織又は同法第二百五十二条の七第一項に規定する」に、 「機関を」 を 「共同設置 はする

機関を」に、 「議会事務局、 行政機関 内部組織 又は委員会事務局の職員」 と、 同法」 を 「共同 設置 する

第二百五十二条の七第 項に規定する議会事務局、 第百五十六条第一項に規定する行政 機関、 第百五 十八

条 第 項に規定する内部組織又は第二百五十二条の七第一項に規定する委員会事務局の職員 (次条第三項

び第四 五. 組 置について、 の規定は普通地方公共団体の議会、 百五十二条の九第三項及び第五項、 及び第五項において 織 十二条の十一 又は委員会事 項」 を加え、 同法」 第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、」 孫局 を削り、 同項後段を削 「議会事  $\mathcal{O}$ 職員」 務局等の 「並びに第二百五十二条の十の規定は」を と り、 長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設 第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二 二 職員」 同条第三項を同条第四項とし、 を 「議会事務局等の職員」と、 という。)」と、 同法」に、 同条第二項の次に次の一 二 「議会事務局、 に改め、 に改め、 第二百五十二条の十、 同 「次項」 条第二 行政 の 下 に 人機関、 項を加 |項中 第二百 「第二 える。 内 部 及

3 又は 員 項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、 同  $\widehat{\mathcal{O}}$ 地方自治法第二百五十二条の八、 法第二百五十二条の九第三項及び第五項中 同法第二百条の二第一 事 務を補助す うる職員 (議会同意選任職員を除く。)、 項に規定する監査専門委員の共同設置に 第二百五十二条の九第三項及び第五項、 「長」とあるのは、 普通地方公共団体の議会、 同法第百七十四条第一 ついて準用する。 「議会の議長、 第二百五十二条の十一第二 長、委員会若しくは委 項に規定する専門委員 長」 この場合に と読み替えるも おお į١ 7

のとする。

第百七十四条の四十九の二十四中「第二百五十二条の三十六第一項」を「第二百五十二条の三十六第四

項」に、 「包括外部監査対象団体 (以下」を「包括外部監査対象団体 (次条において」に、 同 項」 を

同法第二百五十二条の三十六第一項又は第二項」に改め、 「包括外部監査契約(以下」の下に「この節に

おいて」を加え、 「第二百五十二条の三十六第四項各号」を「第二百五十二条の三十六第五項各号」に改

める。

第百七十四条の四十九の二十五第一項中 「第二百五十二条の三十六第一項」の下に「又は第二項」 を加

え、「にあつては」を「には」に改める。

第百七十四条の四十九の二十七中「第二百五十二条の三十六第四項第三号」を「第二百五十二条の三十

六第五項第三号」に改める。

第百七十四条の四十九の二十八中「第二百五十二条の三十六第五項」を「第二百五十二条の三十六第六

項」に改める。

(地方自治法施行規程の一部改正)

地方自治法施行規程 (昭和二十二年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「及び専門委員」を「、 専門委員及び監査専門委員」 に改め、 同条第三項中 「事項は、

」の下に「都道府県の」を加える。

第十条中「なお」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、専門委員及び監査専門委員は、営業を行い、若しくは家族に営業を行わせ、又は給料若しく

は報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十二条を削る。

第十三条第一項中 「においては」を「には」に改め、 同項第一号中「又は」を「、又は」に、「とき」

を「とき。」に改め、 同項第二号中「とき」を「とき。」に改め、同条第二項中「譴責」を「譴責」に改

め、同条を第十二条とする。

第十四条を第十三条とする。

第十五条中「及び」を「又は」に改め、  $\neg$ なお」を削り、 同条ただし書中「専門委員」の下に「及び

監査専門委員」 を加え、「行い」を「行い、」に、「又は」を「、又は」に改め、 同条を第十四条とする。

第十六条中「第十三条」を「第十二条」に、「及び」を「又は」に、 「特別区職員懲戒審査委員会」を

特別区の職員懲戒審査委員会」 に改め、 同条を第十五条とする。

第十七条第 項 中 「に市町村職員懲戒審査委員会、」を「及び」に、 「特別区職員懲戒審査委員会」 を

「職員懲戒審査委員会」に改め、 同条第二項中 「懲戒審査委員会」を「職員懲戒審査委員会」に改め、 同

条第三項中「命ずる」を「選任する」に改め、 同条第四項中 「懲戒審査委員会」を「職員懲戒審査委員会

に改め、 同条第五項中 「命ずる」を「選任する」 に改め、 同条第六項中 「懲戒審査委員会」 を 職 員懲

戒審查委員会」 「定める」を「置く」に改め、 同条第七項中 「懲戒審査委員会」 を 「職員懲戒審査委

員会」 に改め、 同条を第十六条とする。

第十八条中「及び第十四条」を削り、 「、市町村及び」を「、 市町村又は」に、 「第十三条第三項中「

条第一項」に、 都道府県職員委員会」とあるのは 「「市町村長及び」を「、 「市町村長又は」に改め、 同条を第十七条とする。

「市町村及び特別区職員懲戒審査委員会」と、第十四条第一項」を

同

第十九条中 「第十四条」 を 「第十三条」 に改め、 同条を第十八条とする。

「第十四条」を「第十三条」に、 「及び」を「又は」に改め、 同条を第十九条とする。

第二十一条中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条を第二十条とする。

第二十二条中 「第十四条」 を「第十三条」に、 「及び」を「又は」 に改め、 同条を第二十一条とし、 同

条の次に次の一条を加える。

第二十二条 第十二条及び第十三条の規定は、 都道府県の監査専門委員について準用する。この場合にお

いて、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、 「都道府県の代表監査委員」と読み替えるものとす

る。

第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条中「によつて」を「により」に、 「基づいて発する」を「基づく」に改め、 同条を第二十四

条とし、同条の前に次の一条を加える。

第十三条の規定は、市町村又は特別区の監査専門委員について準用する。この場合において

同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、 「市町村又は特別区の代表監査委員」 と読み替えるもの

とする。

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正)

国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号)の一部を次のように改正する。

第三条中 「に記載され又は」 を 「(法第三条第三項に規定する国有財産台帳等をいう。 に記載され、

又は」に、「第三十条第七項」を「第三十条第九項」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正)

第四条 市町村の合併の特例に関する法律施行令 (平成十七年政令第五十五号) の一部を次のように改正す

る。

第四十八条第一項中 「において」を「には」 に改め、 「これを」 を削り、 同条第二項中 「にあっては」

を 「には」 に改め、 「設けている合併市町村」 の下に \_0 次項において同じ。 」を加え、 「これを」を削

り、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定による意見の決定は、 当該合併特例区を設けていた合併市町村の監査委員の合議によるも

のとする。

(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の) 一部改正

第五条 大都市: 地 域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号) の一部を次

のように改正する。

第二十条第三項中 「前項」を 「第二項」に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一 項を

加える。

3 前項の規定による意見の決定は、 監査委員の合議によるものとする。

第二十条に次の一項を加える。

5 第二項の特別区の区長又は道府県の知事は、 同項の規定による決算の認定に関する議案が否決された

場合において、 当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、 速やかに、 当該措置の内容を議

会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

1

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 第一 条の規定による改正後の 地方自治法施行令 (以下この項において 「新地方自治法施行令」という。

第五条第六項の規定は、 この政令の施行の日 (次項において「施行日」という。)以後に新地方自治法

施行令第五条第三項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

(大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一 部改正に伴う経過措置

3 第五条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第五項の規

施行日以後に大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第二項の規定による決

定は、

算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。

## 理 由

地方自治法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、 監査専門委員の共同設置等に関し必要な事項を

定めるとともに、普通地方公共団体の廃置分合があった場合における決算等に関する規定の整備を行う必要

があるからである。